

第百二十九回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 二 号

四月二十八日

左藤憲君が委員長を辞任した。

五月十八日

田中恒利君が議院において、委員長に補欠選任された。

平成六年六月一日(水曜日)

午後零時三十二分開議

出席委員

委員長 田中 恒利君

理事 大石 千八君

理事 虎島 和夫君

理事 大矢 卓史君

理事 田口 健二君

理事 相沢 英之君

理事 唐沢 俊二郎君

理事 葉梨 信行君

理事 今井 宏君

理事 佐藤 観樹君

理事 宇佐美 登君

理事 佐藤 敬夫君

出席國務大臣

國務大臣 熊谷 弘君

(内閣官房長官)

國務大臣 石田幸四郎君

(國務庁長官)

國務大臣 佐藤 守良君

(北海道開発庁長官)

出席政府委員

内閣官房副長官 北村 直人君

人事院総裁 弥富啓之助君

人事院事務総局職員局長 小堀紀久生君

國務政務次官 石井 敏基君

國務庁長官官房長 池ノ内祐司君

委員外の出席者

総務庁人事局長 杉浦 力君

北海道開発政務次官 佐藤 静雄君

内閣委員会調査室長 松村 淳治君

委員の異動

四月十八日

辞任 栗原 博久君

補欠選任 坂本 剛二君

同月十九日

辞任 橋 康太郎君

補欠選任 佐藤 敬夫君

同月二十二日

辞任 坂本 剛二君

補欠選任 増子 輝彦君

同日

辞任 宇佐美 登君

補欠選任 増子 輝彦君

同月二十八日

辞任 左藤 憲君

補欠選任 細川 護照君

同日

辞任 石井 智君

補欠選任 上原 康助君

同日

辞任 北沢 清功君

補欠選任 佐藤 観樹君

同日

辞任 園田 博之君

補欠選任 宇佐美 登君

五月十日

辞任 柳田 稔君

補欠選任 安倍 基雄君

同月十八日

辞任 池端 清一君

補欠選任 田中 恒利君

同月十九日

辞任 安倍 基雄君

補欠選任 大矢 卓史君

同月二十日

辞任 高見 裕一君

補欠選任 今井 宏君

同月二十六日

辞任 遠藤 利明君

補欠選任 江田 五月君

同月二十七日

辞任 大矢 卓史君

補欠選任 青山 丘君

同日

辞任 増子 輝彦君

補欠選任 鹿野 道彦君

同日

辞任 青山 丘君

補欠選任 大矢 卓史君

同日

辞任 鹿野 道彦君

補欠選任 増子 輝彦君

同月三十一日

辞任 細川 護照君

補欠選任 阿部 昭吾君

六月一日

辞任 松本 善明君

補欠選任 東中 光雄君

同日

辞任 東中 光雄君

補欠選任 松本 善明君

同日

理事高見裕一君五月二十日委員辞任につき、その補欠として江田五月君が理事に当選した。

同日

理事中島衛君同日理事辞任につき、その補欠として大矢卓史君が理事に当選した。

五月二十日

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律

案(内閣提出第六三三号)

四月十九日

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(渡辺省一君紹介)(第一一五八号)

ロシア連邦政府発行に係るソ連抑留日本人捕虜に対する勞働賃金証明書の受容に関する請願(高市早苗君紹介)(第一二九六号)

同(阿部昭吾君紹介)(第一二九七号)

同月二十六日

ロシア連邦政府発行に係るソ連抑留日本人捕虜に対する勞働賃金証明書の受容に関する請願(坂上富男君紹介)(第一四〇六号)

同(坂上富男君紹介)(第一四六六号)

同(池田隆一君紹介)(第一四八八号)

同(坂上富男君紹介)(第一四八九号)

同(大島章宏君紹介)(第一五一一号)

同(岡崎トミ子君紹介)(第一五一二二号)

同(坂上富男君紹介)(第一五一三三号)

同(田邊誠君紹介)(第一五一四四号)

同(武山百合子君紹介)(第一五一五五号)

同(坂上富男君紹介)(第一五二七号)

同(大木正吾君紹介)(第一五三八号)

同(坂上富男君紹介)(第一五三九号)

同(坂上富男君紹介)(第一五四五号)

同(関山信之君紹介)(第一五四六号)

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(葉梨信行君紹介)(第一四八七号)

五月十一日

ロシア連邦政府発行に係るソ連抑留日本人捕虜に対する勞働賃金証明書の受容に関する請願(中井治君紹介)(第一五六四号)

同(細川律夫君紹介)(第一五六五号)

同(細川律夫君紹介)(第一五七四号)

同(岡崎トミ子君紹介)(第一六三四号)

同(小林守君紹介)(第一六三五号)

同(細川律夫君紹介)(第一六三六号)
 同(細川律夫君紹介)(第一六五一号)
 同(遠藤登君紹介)(第一六五四号)
 同(金田誠一君紹介)(第一六五五号)
 同(塚田延充君紹介)(第一六五六号)
 同(矢島恒夫君紹介)(第一六五七号)
 同(矢島恒夫君紹介)(第一六七〇号)
 同(竹内猛君紹介)(第一六七八号)
 同(矢島恒夫君紹介)(第一六七九号)
 傷病恩給等の改善に関する請願(大野功統君紹介)(第一六七七号)

同月十九日

ロシア連邦政府発行に係るソ連抑留日本人捕虜に対する労働賃金証明書の受容に関する請願(阿部昭吾君紹介)(第一七三八号)
 同(矢島恒夫君紹介)(第一七三九号)
 同(山田英介君紹介)(第一七四〇号)
 同外一件(若松謙維君紹介)(第一七四一号)
 同(矢島恒夫君紹介)(第一七五八号)
 同(池端清一君紹介)(第一七九六号)
 同(篠瀬進君紹介)(第一七九七号)
 同(中西績介君紹介)(第一八六六号)
 同(高山健治郎君紹介)(第一八六七号)
 傷病恩給等の改善に関する請願(河村建夫君紹介)(第一七九八号)

同月二十四日

ロシア連邦政府発行に係るソ連抑留日本人捕虜に対する労働賃金証明書の受容に関する請願(今井宏君紹介)(第一八七二号)
 同(遠藤利明君紹介)(第一八七三号)
 同(中西績介君紹介)(第一八七四号)
 同(遠藤利明君紹介)(第一八九五号)
 同(鹿野道彦君紹介)(第一八九六号)
 同(穀田恵二君紹介)(第一八九七号)
 同(佐藤敬夫君紹介)(第一八九八号)
 同(千葉国男君紹介)(第一八九九号)

同(富田茂之君紹介)(第一九〇〇号)
 同(鳥居一雄君紹介)(第一九〇一号)
 同(中西績介君紹介)(第一九〇二号)
 同(鹿野道彦君紹介)(第一九四二号)
 同(西岡武夫君紹介)(第一九四三号)
 同(日野市朗君紹介)(第一九四四号)
 同(阿部昭吾君紹介)(第一九七五号)
 同(遠藤利明君紹介)(第一九七六号)
 同(鹿野道彦君紹介)(第一九七七号)
 同(佐々木秀典君紹介)(第一九七八号)
 同(野坂浩賢君紹介)(第一九七九号)
 同(濱田健一君紹介)(第一九八〇号)
 同(松岡滿壽男君紹介)(第一九八一号)

同月三十一日

ロシア連邦政府発行に係るソ連抑留日本人捕虜に対する労働賃金証明書の受容に関する請願(阿部昭吾君紹介)(第二〇七八号)
 同(今井宏君紹介)(第二〇七九号)
 同外一件(小沢鋭仁君紹介)(第二〇八〇号)
 同(榊屋敬悟君紹介)(第二〇八一号)
 同(阿部昭吾君紹介)(第二〇八二号)
 同(今村修君紹介)(第二〇八三号)
 同(田中昭一君紹介)(第二〇八四号)
 同外一件(錦織淳君紹介)(第二〇八五号)
 同(阿部昭吾君紹介)(第二一五四号)
 同(青山三三君紹介)(第二一五五号)
 同(石橋大吉君紹介)(第二一五六号)
 同(遠藤和良君紹介)(第二一五七号)

同(長内順一君紹介)(第二一五八号)
 同(阿部昭吾君紹介)(第二一五七号)
 同(山元勉君紹介)(第二一五八号)
 傷病恩給等の改善に関する請願(新井将敬君紹介)(第二〇八二号)
 同(河本敏夫君紹介)(第二〇八三号)
 同(野田毅君紹介)(第二〇八四号)
 同外一件(唐沢俊二郎君紹介)(第二一五九号)
 同(野坂浩賢君紹介)(第二一九九号)
 は本委員会に付託された。

四月二十五日

戦争犠牲者に対する補償等に関する陳情書(大阪府枚方市大垣内町二の二〇枚方市議会内岩田曉憲)(第八九号)
 は本委員会に参考送付された。
 本日の会議に付した案件
 理事の辞任及び補欠選任
 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案(内閣提出第六三三号)

○田中委員長 これより会議を開きます。
 この際、一言ごあいさつを申し上げます。
 このたび内閣委員長に選任されました田中恒利でございます。
 委員各位の御支援、御協力をお願い申し上げます。
 公正かつ円満な委員会運営に努め、この重責を全うしたいと考えております。
 何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

そのように決しました。
 引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。
 ただいまの理事辞任並びに委員の異動に伴い、現在理事が二名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長は、理事に
 江田 五月君 大矢 卓史君
 を指名いたします。

○田中委員長 この際、新たに就任された国務大臣及び政務次官の方々から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。内閣官房長官熊谷弘君。
 ○熊谷国務大臣 このたび内閣官房長官、あわせて女性問題担当大臣を拜命し、内閣官房及び総理府本府の事務を担当することになりました熊谷弘でございます。
 微力ではございますが、誠心誠意職務の遂行に当たってまいりますので、委員長を初め皆様方の格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○田中委員長 総務庁長官石田幸四郎君。
 ○石田国務大臣 このたび再度総務庁長官を拜命いたしました石田幸四郎でございます。
 引き続き、社会経済情勢の変化に対応した総合的かつ効率的な行政を実現するため、総合調整官庁として総務庁が果たすべき役割を十分認識し、行政改革の推進を初めとする各般の課題に誠心誠意取り組んでまいります。
 委員長初め委員の皆様方の格別の御指導、御鞭撻を心からお願いを申し上げます。次第でございます。(拍手)

○田中委員長 北海道開発庁長官佐藤守良君。
○佐藤國務大臣 このたび北海道開発庁長官を拝命いたしました佐藤守良でございます。

北海道は、ゆとりある広大な国土空間を有しており、我が国が国土の均衡ある発展を図り、地球社会と共存する生活大国を実現していく上で、極めて重要な役割を果たすことが期待されている地域でございます。

私といたしましては、地元の方々を初め関係の皆様と力を合わせて、第五期北海道総合開発計画が目指す、我が国の発展に貢献する力強い北海道の実現に積極的に努めてまいれる所存でございます。

委員長初め委員各位の、皆様の御指導と御鞭撻を心からお願ひ申しまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○田中委員長 内閣官房副長官北村直人君。
○北村政府委員 このたび内閣官房副長官を命ぜられました北村直人でございます。

委員長を初め諸先生方、委員の皆様方の御指導、御鞭撻、御協力を賜りながら、熊谷官房長官を補佐してまいりたいと存じますので、よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○田中委員長 総務政務次官石井紘基君。
○石井(紘)政府委員 総務政務次官を拝命いたしました石井紘基でございます。

石田長官を補佐し、全力を尽くしてまいりたいと思ひます。
委員長を初めといたしまして皆様方のお力添え、御指導、御鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○田中委員長 北海道開発政務次官佐藤静雄君。
○佐藤(静)政府委員 このたび北海道開発政務次官を拝命いたしました佐藤静雄でございます。

佐藤長官のもとで、北海道開発行政の推進のために全力を尽くす決意でございます。
委員長を初め委員各位の御指導と御鞭撻をお願ひ申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

ます。(拍手)

○田中委員長 次に、内閣提出、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。石田総務庁長官。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○石田國務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、平成五年十二月十七日に人事院が国会及び内閣に対して行った意見の申し出にかんがみ、総実勤務時間の短縮、社会の高齢化等に対応した施策の展開を図るため、一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇について、週四十時間制の原則の明示等の現行制度の再編整理並びに休日代休制度及び介護休暇制度の新設を行うこととするものであります。

次に、法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律の施行に関し、人事院の権限及び責務並びに内閣総理大臣及び各省各庁の長の責務を明らかにしております。

第二に、勤務時間について、職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間当たり四十時間とし、また、日曜日及び土曜日は勤務時間を割り振らない日である休日とし、各省各庁の長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとし、試験研究業務に従事する職員については、弾力的な勤務時間の割り振りができることとするともに、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務

する必要のある職員について、週休日及び勤務時間の割り振りを別に定めることができることとしております。

その他、週休日の振りかえ、休憩時間、正規の勤務時間以外の時間における勤務等、勤務時間に関し必要な事項を定めることとしております。

第三に、休日について、職員は、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないこととし、また、各省各庁の長は、職員に休日特に勤務することを命じた場合には、当該休日後の勤務日を代休日として指定することができるが、代休日を指定された職員は、当該代休日には勤務することを要しないこととする休日代休制度を新たに設けることとしております。

第四に、休暇の種類として、従来の年次休暇、病欠休暇、特別休暇に加え、新たに介護休暇を設けることとしております。

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障があるものを介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、介護を必要とする継続する状態ごとに連続する三月の期間内の休暇とし、その期間中は、勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額することとしております。

その他、一般職の職員の給与等に関する法律等の関係法律について、所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願ひを申し上げます。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、来る三日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案
一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律

第一条 この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)の勤務時間、休日及び休暇に関する事項を定めるものとする。

(人事院の権限及び責務)
第二条 人事院は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。

一 職員の適正な勤務条件を確保するため、勤務時間、休日及び休暇に関する制度について必要な調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に同時に報告するとともに、必要に応じ、適当と認める改正を勧告すること。

二 この法律の実施に関し必要な事項について、人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

三 この法律の実施の責めに任ずること。
(内閣総理大臣の責務)
第三条 内閣総理大臣は、各省各庁の長(内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長及び人事院総裁並びに各外局の長をいう。以下同じ。)が行う勤務時間、休日及び休暇に関する事務の運営に関し、その統一保持上必要な総合調整を行うものとする。

(各省各庁の長の責務等)
第四条 各省各庁の長の責務は、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施に当たっては、公務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の健康及び福祉を確保することにより、職員の適正な勤務条件の確保に努めなければならない。

2 各省各庁の長は、この法律による権限の一部

を部内の職員に委任することができる。

(一週間の勤務時間)

第五条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間当たり四十時間とする。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第六条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。とする。

2 各省各庁の長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。

3 各省各庁の長は、試験研究に関する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができ

る。

第七条 各省各庁の長は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事院規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日を設け、及び当該期間につき第五条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該官庁の特殊の必要により、四週間ごとの期間につき八日の週休日を設け、又は当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である職員については、人事院と協議して、人事院規則の定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設け、及び当該期間につき同条に規定す

る勤務時間となるように勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。

(週休日の振替等)

第八条 各省各庁の長は、職員に第六条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事院規則の定めるところにより、第六条第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち人事院規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務すること

を命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第九条 各省各庁の長は、第六条第二項若しくは第三項、第七条又は前条の規定により勤務時間を割り振る場合には、人事院規則の定めるところにより、休憩時間を置かなければならない。

(通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間)

第十条 第六条第二項若しくは第三項、第七条又は第八条の規定により勤務時間が割り振られた日(第十五条第一項において「勤務日等」という。)に通常の勤務場所を離れる勤務のうち研修その他の勤務する時間帯が定められる勤務で人事院規則で定めるものを命ぜられた職員については、当該勤務を命ぜられた時間をこれらの規定により割り振られた勤務時間とみなす。

(船員の勤務時間の特例)

第十一条 各省各庁の長は、船舶に乗り組む職員について、人事院と協議して、第五条に規定する勤務時間を一週間当たり二時間を超えない範囲内において延長することができる。この場合における第六条第二項及び第三項、第七条第二項並びに第八条の規定の適用については、第六

条第二項中「八時間」とあるのは「八時間に第十一条の規定により延長した時間の二分の一を超えない範囲内において各省各庁の長が定める時間を加えた時間」と、第六条第三項中「前条に規定する勤務時間」とあり、及び第七条第二項中「第五条に規定する勤務時間」とあるのは「第十一条の規定により延長された後の勤務時間」と、同項ただし書中「同条に規定する勤務時間」とあるのは「同条の規定により延長された後の勤務時間」と、第八条中「四時間」とあるのは「四時間に三十分を超えない範囲内において各省各庁の長が定める時間を加えた時間」とする。

第十二条 船舶に乗り組む職員で人事院規則で定めるものの勤務時間については、当該職員が第六条第二項若しくは第三項、第七条又は第八条の規定により勤務時間が割り振られた時間以外の時間に人命を救助するため緊急を要する作業その他の人事院規則で定める作業に従事する場合には、第五条又は前条の規定による勤務時間のほか、当該作業に従事する時間は、当該職員の勤務時間とする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第十三条 各省各庁の長は、第五条から第八条まで、第十一条及び前条の規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事院規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(休日)

第十四条 職員は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務

時間においても勤務することを要しない。十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(祝日法による休日)を除く。以下「年末年始の休日」という。についても、同様とする。

(休日の代休日)

第十五条 各省各庁の長は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事院規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休暇の種類)

第十六条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(年次休暇)

第十七条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員二十日
- 二 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなるもの、その年の在職期間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事院規則で定める日数

三 当該年の前年において国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)の適用を受ける職員、特別職に属する国家公務員、地方公務

員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者(以下この号において「給与特例法適用職員等」という。)であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事院規則で定める職員 給与特例法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事院規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数

2 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、人事院規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができ

3 年次休暇については、その時期につき、各省各庁の長の承認を受けなければならない。この場合において、各省各庁の長は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならぬ。

(病気休暇)
第十八条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

(特別休暇)
第十九条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇とする。この場合において、人事院規則で定める特別休暇については、人事院規則でその期間を定める。

(介護休暇)
第二十条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)父母、子、

配偶者の父母その他人事院規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事院規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十五条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)
第二十一条 病気休暇、特別休暇(人事院規則で定めるものを除く。)及び介護休暇については、人事院規則の定めるところにより、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

(人事院規則への委任)
第二十二条 第十六条から前条までに規定するもののほか、休暇に關する手続その他の休暇に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(非常勤職員の勤務時間及び休暇)
第二十三条 常勤を要しない職員の勤務時間及び休暇に關する事項については、その職務の性質等を考慮して人事院規則で定める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)(以下「旧給与法」という。)第十四条第三項本文の規定に基づき月曜日から金曜日まで五日間において一日につき八時間(同条第二項の規定により一週間

の勤務時間が延長されている職員にあっては、八時間に相当する時間)の勤務時間が割り振られている職員について同条第四項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ第八条の規定に基づき各省各庁の長が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

2 この法律の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について旧給与法第十四条第三項又は第四項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ第六条第三項、第七条又は第八条の規定に基づき各省各庁の長が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

3 前二項の規定が適用される職員についてこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前の法令の規定に基づき定められている休憩時間については、第九条の規定に基づく休憩時間とみなす。

4 この法律の施行前に、船舶に乗り組む職員であつて旧給与法第十四条第二項の規定により一週間の勤務時間が延長されているものについては、施行日において第十一条の規定により一週間当たりの勤務時間が延長されたものとみなす。

5 施行日前から引き続き在職する職員の施行日以後の平成六年における年次休暇の日数については、第十七条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際の旧給与法第十四条の第三項に規定する年次休暇の残日数とする。

6 この法律の施行の際現に旧給与法第十四条の第三項又は第七項の規定に基づき各庁の長又はその委任を受けた者の承認を受けている休暇については、それぞれ第十七条第三項又は第二十一条の規定に基づき各省各庁の長が承認したものとみなす。

7 前各項に規定するもののほか、この法律(次条から附則第十二条までの規定を除く。)の施行に伴い必要な経過措置は、人事院規則で定める。

る。
(二) 一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正
第三条 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

一般職の職員の給与に関する法律
第一条 第一項中「勤務時間、休日及び休暇」を削る。

第二条 第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第五条 第一項中「第十四条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。))を「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第 号。以下「勤務時間法」という。))第十三条第一項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。))に改める。

第九条の二 第四項中「第十四条第三項及び第四項の規定に基づく勤務を要しない日」を「勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条の規定に基づく週休日」に改める。

第十四条 削除
第十四条の二 及び第十四条の三を削る。

第十五条 中「祝日法による休日又は年末年始の休日」を「勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日(勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日)を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日(勤務時間法第十四条に規定する年末年始の休日(勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日)を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。))に改める。

第十七条 中「祝日法による休日(第十四条第三

項の規定に基づき毎日曜日勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあつては、当該祝日法による休日が同項及び同条第四項の規定に基づく勤務を要しない日に当たるときは、人事院規則で定める日)及び年末年始の休日(「祝日法による休日等(勤務時間法第六条第一項又は第七条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日)が勤務時間法第七条及び第八条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事院規則で定める日)及び年末年始の休日等)に改める。

第十九条の三第一項中「勤務を要しない日」を「勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条の規定に基づく週休日に」、「休日」を「休日等」に改める。

第二十二條の見出し中「給与等」を「給与」に改め、同条第四項を削る。

(国家公務員法の一部改正)
第四条 国家公務員法の一部を次のように改正する。

第二十九條第五項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に、「且つ」を「かつ」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)
第五条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改め、同条第三項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた日

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第六条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三号中「一般職の職員の給与等に関する法

律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改め、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第 号)(第二條及び第三條の規定を除く。)

(在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

第七条 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「除く外」を「除くほか」に、「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第四條第一項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)
第八条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める。

第二十七條第一項中「第三項第五号」を「第三項第六号」に改める。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)
第九条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める。

第六條第二項中「一般職の職員の給与等に関

する法律」を「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第 号)」に改める。

第七條第一項第三号中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改め、同項に次の一号を加える。

六 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)
第十条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める。

第七條の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同条第一項中「給与法第十四条に規定する」を「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第 号。以下「勤務時間法」といふ。第五條から第八條まで、第十一條及び第十二條の規定による)に、「こえて」を「超えて」に、「充分な」を「十分な」に改め、同条第二項中「給与法第十四条の規定により休日給が一般の職員に対して支給される日」を「次に掲げる日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日

二 給与法第十七條の規定により休日給が一般の職員に対して支給される日(前号に掲げる日を除く。)

第十一條中「給与法第十四條」を「勤務時間法第五條から第八條まで、第十一條及び第十二條」に、「給与法第十七條の規定に相当する条例の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日」を「次に掲げる日」に改め、同条に次の各号を加える。

一 勤務時間法第十四條に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日

二 給与法第十七條の規定により休日給が一般の職員に対して支給される日(前号に掲げる日を除く。)

第十一條中「給与法第十四條」を「勤務時間法第五條から第八條まで、第十一條及び第十二條」に、「給与法第十七條の規定に相当する条例の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日」を「次に掲げる日」に改め、同条に次の各号を加える。

一 勤務時間法第十四條に規定する祝日法に

よる休日及び年末年始の休日に相当する日

二 給与法第十七條の規定に相当する条例の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日(前号に掲げる日を除く。)

附則第二項中「給与法第十四條」を「勤務時間法第五條から第八條まで、第十一條及び第十二條」に改める。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)
第十一条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「各庁の長」を「各省各庁の長」に、「一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」といふ。第七條)を「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第 号)第三條」に改める。

第十一條第一項中「各庁の長」を「各省各庁の長」に改め、同条第二項中「給与法第十五條」を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」といふ。第七條)に改める。

第十三條中「各庁の長」を「各省各庁の長」に、「給与法第十五條」を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」といふ。第七條)に改める。

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)
第十二條 次に掲げる法律の規定中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める。

一 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)第九條第一項

二 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)第一條第一項

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第一條及び第七條第一項

第一項

四 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)附則第四項及び第七項

五 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第七條の二

六 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)第二條第一項第三号及び同條第二項

七 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第百八十号)附則第三項

八 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第五條第四項

九 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第一條第一項第五号

十 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第九條第二項及び第四項並びに第五十一條第三項

十一 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)第二條中

国家公務員等共済組合法第百一條の次に一條を加える改正規定

十二 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十二條第二項の表

十三 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)第二條中

地方公務員等共済組合法第百四十二條第二項の表の改正規定

十四 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第八條

十五 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百十九号)附則第十四項

十六 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)第五十五條

十七 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)第二條第二項第一号

十八 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)第四條第一項第二

号
十九 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)附則第五條第二項

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成五年十二月十七日付けの意見の申出にかんがみ、総実勤務時間の短縮、社会の高齢化等に対応した施策の展開等を図るため、一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇について、週四十時間勤務制の原則の明示等の現行制度の再編整理並びに休日代休制度及び介護休暇制度の新設を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣委員会議録第一号中正誤

ページ 段行 誤

三二末三 ○栗原(博)政府 ○栗原(博)委員

九三二 給与 給付
九四九 付録 附録

平成六年六月八日印刷

平成六年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局